

四日市市告示第180号

電気を動力源とする軽自動車等に係る軽自動車税の減免に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

四日市市長 森 智 広

電気を動力源とする軽自動車等に係る軽自動車税の減免に関する要綱の一部を改正する要綱

電気を動力源とする軽自動車等に係る軽自動車税の減免に関する要綱（平成23年四日市市告示第103号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(減免の対象)</p> <p>第2条 電気のみを動力源とする軽自動車等で、四日市市に平成23年4月1日現在において登録済みのもの及び平成23年4月1日から<u>令和4年4月1日</u>までに登録されたものを減免の対象とし、当該軽自動車等に課する軽自動車税を減免する。ただし、当該軽自動車等にかかる納期到来分の軽自動車税に未納がある場合は減免の対象としない。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(減免の対象)</p> <p>第2条 電気のみを動力源とする軽自動車等で、四日市市に平成23年4月1日現在において登録済みのもの及び平成23年4月1日から<u>令和3年4月1日</u>までに登録されたものを減免の対象とし、当該軽自動車等に課する軽自動車税を減免する。ただし、当該軽自動車等にかかる納期到来分の軽自動車税に未納がある場合は減免の対象としない。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和4年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(財政経営部市民税課)